

# 福祉目的税について

全国社会福祉協議会副会長



翁 久次郎

自民党税制調査会(党税調)は税制改革の中心的な課題となつて  
いる新型間接税の導入について、大平内閣における一般消費税、中  
曾根内閣における売上税の失敗にかんがみ、各界から広く意見を聴  
取して「密査審議」「拙速」の批判を避けるべく一九八に上る関係  
団体からのヒヤリングを行った。福祉関係では全社協をはじめ身障、  
老人、保育等の関係団体が去る四月八日、社会労働関係分野の四九  
団体と共に意見の開陳を行った。

その要旨は①直間比率の是正を中心とする税制の改革には賛成で  
ある。②今回の新型間接税の導入はやむを得ないが、消費者一般に  
広く薄く課税することとなる間接税は低所得層の負担が大きくなる  
虞れがあり、これをカバーするための政策的配慮が必要である。③  
新税制においては老人、障害者などの在宅ケアを支援するための減  
税の拡充措置が必要である。④社会福祉事業を非課税とすること、  
等であった。

意見発表の後、懇談に入り、党税調の中山貞則会長から「今日お  
集りの皆さんは医療・福祉関係の方々なので一部でいわれている福  
祉目的税について御意見があれば伺いたい」との発言があった。そ  
こで私から、「私はこの席に全社協副会長として出席しているが、  
今のところ全社協としてこの問題について結論を持っていない訳では  
なく、種々研究の上これから意見を纏めようとしている段階なので  
私見として申し述べたい」と断つた上で、「聞くところによると福  
祉目的税については大蔵省からその構想が出ているようであるが、

かつてガソリン税の導入に際しては大蔵省は終始反対であつた  
と聞いている。御承知のようにこれは道路整備のための特定財源と  
して創設され、自動車の増加とともに毎年著しく税収が伸び、今日  
の全国道路網の整備となつたのであるが、福祉目的税はかりにこれ  
が導入された場合、課税対象や税率は未定である上、ガソリン税の  
ような税収の伸びを期待することは難しく、一方医療、年金、福祉  
の分野は内容が多岐に亘るだけでなく高齢化の進展によって財政需  
要は大幅に増加することが見込まれるため、その財源として福祉目  
的税を考へることは如何かと思われる。またガソリン税の場合は税  
収増に見合つて道路整備が行なわれたが、福祉目的税と社会保障、  
福祉の関係はその点事情が異なる。

以上のことを考慮すれば医療、年金、福祉のような国民生活に広  
く深くかわる施策の財源としては国税全般の中で対応すべきもの  
と考へる」と述べた、右の私の意見に対し、特に反論はなかったが、  
医療保険関係の団体の中には高齢化に伴う老人医療費の増は間接税  
をもつて当てるべきであるといった意見のあることも事実である。

しかしここで考へなければならぬことは新型間接税の導入に当り  
何となく聞えのいい福祉を歌い文句にすることによって将来の社会  
保障、社会福祉を狭い枠に閉ぢこめ、自縄自縛の愚を見ることにな  
らないかということ、福祉は福祉目的税で賄なされるのだという  
ことによつて善意の寄附等のボランティアや精神の芽を摘み取り社会  
保障、社会福祉は税金で充分だという考へを国民各層に植えつける  
ことにはほしくないかということである。

高齢化社会では体力の衰えた老人も自らの能力の範囲で社会人と  
して生きて行く自力自助の精神が必要であり、同時に多くの人の善  
意とボランティア活動がより一層求められるのである。それだけに  
国や自治体の税収と財源を狭い目的に限定することは避けるべきで  
あろう。事実、共同募金会の関係者の中には福祉目的税が導入され  
ればこれからの赤い羽根共同募金運動は難しくなるであろうと真剣  
に心配している人も少くない。  
国の将来を左右する大事業には短絡的思考が最も危険である。

63年度

集 特

## 昭和63年度の生活保護

### 厚生省社会局保護課

# 第44次生活保護基準の改定

昭和六十二年生活保護基準  
の改定の概要は、表1のとおりで  
あり、以下、その内容等について  
説明することとする。

#### 一 生活扶助基準

生活扶助基準の改定は、昭和五  
十九年度から一般国民の消費水準  
の動向を勘案する水準均衡方式を  
採用してきている。昭和六十三年  
度においてもこの方式により一級  
地―一の標準三人世帯で一・四〇%  
の改定率を設定することとした。  
また、昭和六十二年度において、  
より合理的な地域別保障水準を確  
保するため、従来の一級地から三  
級地の各級地をそれぞれ枝級地の

一と二の二区分に細分化を図り、  
合計六区分とし、従来の級地間格  
差九%を将来的には四・五%等差  
とする級地制度の見直しを行つ  
た。本来各級地における枝級地間  
格差は四・五%とすべきであるが、  
これを一律に達成すると下位枝級  
地(一級地―二、二級地―二、三  
級地―二)においては、現行保障  
水準を下回るなど急激な変化をき  
たすこととなるので、これを回避  
するため、昭和六十二年度から段  
階的にその格差を拡大してきてい  
る。そして、昭和六十三年度にお  
いては、これを現行〇・一%から  
一・〇%へと拡大することとした。

(表2参照)その結果、標準三人  
世帯の生活扶助基準改定率は表3  
のとおりとなる。

世帯の生活扶助基準改定率は表3  
のとおりとなる。

さらに、生活扶助基準を一般国民  
の消費実態に近づけるため、一  
般所得世帯の家計における第一  
類相当経費と第二類相当経費の消  
費実態を勘案して、第二類のウエ  
イトを高めることにより、单身世  
帯及び二人世帯については、標準  
三人世帯を上回る改定を行い、引  
き続き家計の弾力性に乏しい少人  
数世帯の処遇充実に配慮すること  
とした。

一方、多人数世帯については、  
引き続きその改定率を標準三人世  
帯以下として適正な水準の確保に  
努めている。

以上の改定を行ったことによ  
り、表3のように一級地―一にお  
ける標準三人世帯の基準額は十二  
万九千三百六十四円から十三万九千四百四  
円となる。

その他、老齢加算、母子加算、  
障害者加算については、昭和五十  
八年十二月の中央社会福祉審議会  
の意見具申を踏まえ、前年度と同  
様、在宅者については、消費者物  
価の伸び率等を勘案して所要の引  
き上げを行うこととし、医療機関  
または社会福祉施設に入院または  
入所する者に係る加算については、  
据え置くこととした。

また、在宅患者加算、妊産婦加  
算および人工栄養費についても、  
前年度と同様、消費者物価の伸び  
率等を勘案して引き上げを行うこ  
ととした。

なお、入学準備金については、

	第 43 次 (62年4月1日)	第 44 次 (63年4月1日)	備 考
00 一時扶助費	18,400	18,400	
布 団 類	11,100	11,100	
災害時被服費	夏季 冬季	夏季 冬季	
	4-9月 10-3月	4-9月 10-3月	
2人世帯まで	14,500 26,000	14,900 26,600	
4人世帯まで	27,400 44,000	28,000 45,000	
5人世帯	35,300 55,700	36,100 56,900	
5人世帯以上1人を増すごとに	5,300 7,700	5,400 7,800	
被 服 (平常着)	8,400円	8,400	
新生児の寝具等	34,000	34,000	
入院時の寝巻	3,000	3,000	
常時失禁者布おむつ	12,000	12,000	
" 紙おむつ	18,000	18,000	
家具什器			
一般基準	23,000	23,000	
特別基準	38,000	38,000	
(10) 入学準備金			
小 学 校	32,500	32,700	
中 学 校	37,600	37,900	
2 教育扶助基準			
小 学 校	1,740	1,750	◎ 基準額の外、学校給食費、通学のための交通費、クラブ活動に要する用具類等については実費支給
中 学 校	3,440	3,460	◎ 学級費等については特別基準により小学生 300円、中学生 400円以内の額を一般基準に上積みして支給
災害時の学用品費の再支給	円以内	円以内	◎ 就学奨励法による再支給と同額
小 学 校	8,900	9,000	
中 学 校	17,900	18,000	
3. 住宅扶助基準	円以内	円以内	
(1) 家賃・間代等	9,000	9,000	
(2) 住宅維持費			
一般基準	85,000	92,000	
特別基準	115,000	115,000	
4 医療扶助基準	-	-	◎ 国民健康保険及び老人保健の診療方針・診療報酬の例による。
5 出産扶助基準			
一般基準			
施設分鏡	105,000	105,000	
居室分鏡	115,000	115,000	
特別基準	125,000	125,000	
衛生材料費	3,000	3,000	
6 生業扶助基準			
(1) 生業費	30,000	30,000	
(2) 技能修得費	30,000	30,000	
(3) 就職支度費	20,000	20,000	
7 葬祭扶助基準			
大 人	119,000	119,000	
小 人	95,200	95,200	
死体運搬料	13,500円	13,500円	
8 勤労控除	円以内	円以内	
(1) 基礎控除	27,550	27,890	
(2) 特別控除	125,300	126,900	
3 新規就労控除	8,000	8,500	
(4) 未成年者控除	10,200	10,300	
(5) 不安定就労控除	4,000	4,000	
(6) 実費控除	実 費	実 費	◎ 社会保険料、通勤費等

表 1 昭和63年度生活保護基準の改定

(1級地-1)

	第 43 次 (62年4月1日)	第 44 次 (63年4月1日)	備 考
1 生活扶助基準等			<参考>
【基準生活費】			【標準3人世帯基準額】
(1) 居宅(1類+2類)	円	円	(1級地-1 130,944円)
標準3人世帯	129,136	130,944	1級地-2 129,635円
(2) 期末一時扶助費			2級地-1 119,159円
居 宅	11,780	11,930	2級地-2 117,850円
収 容	4,220	4,270	3級地-1 107,374円
【収容保護基準】			3級地-2 106,065円
(1) 救 護 施 設	52,360	53,040	
(2) 更 生 施 設	55,470	56,190	
【加 算 等】			
(1) 妊産婦加算			
妊娠6ヶ月未満	7,850	7,910	
妊娠6ヶ月以上	11,850	11,940	
産 婦	7,280	7,340	
(2) 老 齢 加 算			
70歳以上の者			
(居 宅)	15,350	15,470	
(入院・入所)	14,600	14,600	
68歳以上70歳未満の病弱者			
(居 宅)	11,510	11,600	
(入院・入所)	11,000	11,000	
(3) 母 子 加 算			
(居 宅)	19,960	20,110	
(入院・入所)	19,000	19,000	
児童が2人の場合に加える額			
(居 宅)	1,590	1,600	
(入院・入所)	1,520	1,520	
児童が3人以上1人を増すごとに加える額			
(居 宅)	800	810	
(入院・入所)	760	760	
(4) 障 害 者 加 算			
障害等級表(1級・2級)			
(居 宅)	23,030	23,210	
(入院・入所)	21,900	21,900	
障害等級表(3級)			
(居 宅)	15,350	15,470	
(入院・入所)	14,600	14,600	
重度障害者加算	11,550	11,650	62.8.1改正
重度障害者家族介護料	9,250	9,250	
重度障害者他人介護料	38,200円以内	38,600円以内	
(5) 在宅患者加算	11,400円	11,490円	
(6) 放射線障害者加算			
負傷又は疾病の状態でいる者	34,900	35,100	62.7.1改正
負傷又は疾病の状態で該当しなくなった者	17,450	17,550	"
(7) 児童養育加算	2,500	2,500	2人目以降1人につき5,000円
(8) 人工栄養費	10,230	10,310	
(9) 入院患者日用品費	19,860円以内	20,020円以内	

2 夫婦子2人世帯 【35歳男(傷病)、30歳女(就労)、9歳子(小学生)、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり 最低生活費	201,443	199,776	185,600	183,953	165,058	163,407
生活扶助 第1類	165,253	163,586	150,380	148,733	135,508	133,857
第2類	120,490	119,270	109,650	108,440	98,800	97,600
児童養育算	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
教育扶助	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
住宅扶助	9,000	9,000	9,000	9,000	5,000	5,000
勤労控除	22,940	22,940	21,970	21,970	20,300	20,300

3 老人2人世帯 【72歳男、67歳女】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり 最低生活費	122,438	122,065	113,447	113,084	100,436	100,063
生活扶助 第1類	97,968	97,595	89,157	88,794	80,336	79,963
第2類	61,000	61,000	55,520	55,520	50,020	50,020
老齢加算	36,968	36,595	33,637	33,274	30,316	29,943
老齢加算	15,470	15,470	15,290	15,290	15,100	15,100
住宅扶助	9,000	9,000	9,000	9,000	5,000	5,000

4 老人1人世帯 【70歳女】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり 最低生活費	88,189	87,861	82,278	81,945	72,356	72,013
生活扶助 第1類	63,719	63,391	57,988	57,655	52,256	51,913
第2類	30,500	30,500	27,760	27,760	25,010	25,010
老齢加算	33,219	32,891	30,228	29,895	27,246	26,903
老齢加算	15,470	15,470	15,290	15,290	15,100	15,100
住宅扶助	9,000	9,000	9,000	9,000	5,000	5,000

5 母子3人世帯 【30歳女、9歳子(小学生)、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり 最低生活費	162,936	161,649	151,184	149,898	135,358	134,082
生活扶助 第1類	127,976	126,689	116,464	115,178	104,938	103,662
第2類	86,890	86,010	79,070	78,200	71,250	70,380
母子加算	41,086	40,679	37,394	36,978	33,688	33,282
児童養育算	21,710	21,710	21,470	21,470	21,170	21,170
児童養育算	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
教育扶助	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
住宅扶助	9,000	9,000	9,000	9,000	5,000	5,000

6 重度障害者を含む2人世帯 【65歳女、25歳男(重度障害者)】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり 最低生活費	154,178	153,465	144,817	144,114	131,476	130,773
生活扶助 第1類	101,068	100,355	91,977	91,274	82,876	82,173
第2類	64,100	63,760	58,340	58,000	52,560	52,230
障害者加算	36,968	36,595	33,637	33,274	30,316	29,943
障害者加算	23,210	23,210	22,940	22,940	22,700	22,700
重度障害者加算	11,650	11,650	11,650	11,650	11,650	11,650
重度障害者加算	9,250	9,250	9,250	9,250	9,250	9,250
住宅扶助	9,000	9,000	9,000	9,000	5,000	5,000

表2 級地間格差

	昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度	
	指数	格差	指数	格差	指数	格差
1級地-1	100.0		100.0	0.1	100.0	1.0
1級地-2		9.0	99.9	8.9	99.0	8.0
2級地-1			91.0	0.1	91.0	1.0
2級地-2	91.0	9.0	90.9	8.9	90.0	8.0
3級地-1			82.0	0.1	82.0	1.0
3級地-2	82.0	9.0	81.9		81.0	
他種世帯	-		0.1		0.9	
枝格差	-		-		-	
累計	-		0.1		1.0	

最終案	
指数	格差
100.0	4.5
95.5	4.5
91.0	4.5
86.5	4.5
82.0	4.5
77.5	4.5
残り	3.5
	4.5

入学用品の物価上昇分を考慮して、小学校については三万二五〇〇円から三万二七〇〇円に、中学校については三万七六〇〇円から三万七九〇〇円に引き上げることとした。

二 教育扶助基準

教育扶助基準については、従来同様、教育費の値上りおよび通学用品費等の支出額の実態を考慮して、小学校については一七四〇〇円から一七五〇〇円に、中学校につ

表3 昭和63年度生活扶助基準(月額)

標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)

(単位:円)

	昭和62年度	昭和63年度	対前年度増減率
1級地-1	129,136 (100.0)	130,944 (100.0)	1.4%
1級地-2	129,009 (99.9)	129,635 (99.0)	0.5%
2級地-1	117,519 (91.0)	119,159 (91.0)	1.4%
2級地-2	117,404 (90.9)	117,850 (90.0)	0.4%
3級地-1	105,904 (82.0)	107,374 (82.0)	1.4%
3級地-2	105,800 (81.9)	106,065 (81.0)	0.3%

\* ( ) は、級地間格差である。

では三四四〇円から三四六〇円に引き上げることとした。

なお、学級費等の学校納付金については、月額小学校三〇〇〇円、中学校四〇〇〇円を限度に特別基準として一般基準に上積みして支給できるほか、学校給食費、準教科書(和洋辞書、ワークブック等)、通学交通費等については、従来同様実費支給ができることとなっている。

三 住宅扶助基準

住宅扶助のうち、家賃・間代等については、一般基準で賄えないような場合には、別途各都道府県指定都市ごとに設定された特別基準が適用されることとなっている。昭和六十三年度においても、この特別基準の限度額を各地域の被保護世帯の家賃の実態等を勘案して設定したところである。

また、住宅維持費については、補修のための材料費や労賃の実態に対応するため、年額八万五〇〇〇円以内から九万二〇〇〇円以内に引き上げることとした。

四 勤労控除

勤労控除のうち、基礎控除の限度額については、二万七五〇〇円から二万七八九〇円に引き上げることとした。

また、特別控除については、年間の控除額を十二万五三〇〇円から十二万六九〇〇円に、新規就労控除については八〇〇〇円から八五〇〇円に、未成年者控除については一万二〇〇〇円から一万三〇〇〇円にそれぞれ引き上げることとした。

表4 世帯類型別の最低生活保障水準(月額)

1 標準3人世帯 【33歳男(傷病)、29歳女(就労)、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり 最低生活費	162,884	161,575	150,129	148,820	132,674	131,365
生活扶助 第1類	130,944	129,635	119,159	117,850	107,374	106,065
第2類	89,860	88,950	81,780	80,870	73,680	72,790
障害者加算	41,084	40,685	37,379	36,980	33,694	33,275
住宅扶助	9,000	9,000	9,000	9,000	5,000	5,000
勤労控除	22,940	22,940	21,970	21,970	20,300	20,300

(注) 1. 第2類は、冬季加算(VI区額×5/12)を含む。以下同じ。

勤労控除額は、就労収入月額を1級地97,100円、2級地90,100円、3級地83,100円とした場合である。以下同じ。

# 実施要領の改正

される最低生活保障水準は、被保護者の年齢、世帯構成並びに所在地等によって異なるが、いくつかの世帯を想定してその最低生活保障水準を示すと表4のとおりとなる。

なお、この最低生活保障水準は、一般的に、おおよび控除に限って計上したものであり、このほかに必要に応じて、学校給食費、通学のための交通費等が支給されることも、稼働者については、社会保険料、通勤費、労働組合費等が控除される。

第44次生活保護基準の改正とともに、保護の実施要領の一部改正が行われ、四月一日（遺体運搬料の金額改定については五月一日）から適用されることとなった。

## 一 世帯分離の取扱い

世帯分離により入院中の者のみ、を相当長期保護している場合であつて、世帯分離後の出身世帯の生計中心者が交替したこと等により、同一世帯として認定することが適当でない認められる場合には、限定的に別世帯とみなす取扱いを行つて差しつかえないこととしたこと。（第1の10）

世帯分離は、同一世帯として取り扱うことにより最低生活の保障に欠けるとか、被保護者の自立を損うと認められるような場合に擬制的に行われる措置であることから、世帯分離を行うに当たっては、まず、世帯の状況を十分に調査し、世帯分離を行うことが各々の要件の趣旨から真に必要なものであるか否か、自立助長等の世帯分離の効果十分期待できるものであるか否か、更には、当該世帯の状況や地域の生活実態からみて、一般世帯との均衡上問題が生じることがないか等について十分に検討を行う必要がある。

また、これらの世帯分離要件は、分離継続中においても常に満たされていなければならないのであり、少くとも年一回は世帯分離の継続の妥当性について検討を行う必要がある。

今回の実施要領の改正は、世帯分離の見直しを実施する中で、被保護者が入院により長期世帯分離されているケースの中には、出身世帯の生計中心者が交替する等により相当の状況変化が生じ、社会通念上同一世帯と認定することから、今回、課長問答第1の10を新設し、一定の要件に該当する場合には、別世帯とみなす取扱いを行つて差しつかえない旨を明示したものである。

## 二 資産（不動産）保有の取扱い

居住用不動産の保有についての判断基準の基本的な考え方を示すとともに、ローン付住宅を保有している者については、原則として保護の適用は行つべきでないことを示したこと。（第3の5、第3の14）

この報告書によると、「不動産をめぐる取扱いの公平性を確保していくためには、当面従来の考え方を踏まえつつ、より明確な判断基準を設定」することを検討すべきであるとし、基準の設定に当たっては、「基準の基本的部分は今国共通のものを定めた上で、より具体的部分については、各都道府県・指定都市毎に地域の特性を考慮して設定することが現実的である」とされている。

よる生活内容と当該不動産の価値の両面に着眼して判断するということ考え方をとることを、局長通知第3の5により示すこととしたものである。

この中で、実施機関においては都道府県知事が定める額を標準として判断することとしたが、都道府県知事が額を定めるに当たっては、保護の決定に関する重要事項であることにかんがみ、事前に国が算定方式を示し、額の承認を行うこととしたものである。

なお、別に定める方法、手続等については、報告書の趣旨を踏まえながら更に検討を進め、改めて示すこととしている。

次に、ローン付住宅の取扱いについては、これについても報告書において基本的な考え方が示されたところから、その趣旨を踏まえて課長問答第3の14を新設し、国としての基本的な考え方を示すこととしたものである。

ローン付住宅の保有者に対しては、ローンを支払いながら保護を受けることについての国民感情、生活保護法第一条による法の目的、第四条による保護の補正性、第六十条による生活上の義務の面から総合的に検討した結果、原則

として保護の適用は行つべきでないこととしたものである。

なお、個々のケースの取扱いについては、ローンの状況・世帯の状況を把握のうえ、世帯の自立助長をも勘案して判断することが必要となるため、ローンの支払いの繰り延べが行われている場合、又は、ローンの返済期間が短期であり、支払額も少額であるような場合については、例外的に取扱いを差しつかえない旨を問答で示すこととした。

## 三 扶養義務の取扱い

扶養能力の調査項目として、社会保険の加入状況、要保護者について税法上の扶養控除及び家族手当の受給状況についても明文化したこと。（第4の2のイ）

生活保護の扶養義務の取扱いについては、昨年十二月、会計検査院より、

① 税法上の扶養控除及び扶養手当の受給の有無を扶養能力の調査項目に加えるとともに、扶養の程度の標準や社会保険の活用等についての具体的な取扱要領を設けることなどとして、扶養能力の調査が実行の上がるものと

なるように体制を整備すること。

② 実施機関において、関係機関等との協調を図るなどして扶養能力の調査を徹底するよう指導すること。

③ 十分な扶養能力があるにもかかわらず、正当な理由がなく扶養の履行をしていないものについては、法第七十七条の規定に基づき費用徴収権を発動できる体制を整備すること、

このようなケースについては、生活保護の立場からは扶養の履行を強力に求める必要があることから、今回の実施要領の改正に当たっては、局長通知第4の2のイの改正を行い、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給状況についても、扶養能力の調査項目として明文化することにも、扶養義務者が仕送りを行う

行つことが妥当か否かを判断されたい。

次に、別世帯とみなした場合の実施責任と費用負担の取扱いについては、今回の措置はあくまでも行政として「別世帯とみなす」取扱いをするものであることから、これにより、他の実施機関、特に病院所在地の実施機関にその責任が集中するようないことは当然避けなければならないことなので、引き続き、従前の実施機関が実施責任（居住地保護の例による）を負うこととしたものである。

なお、世帯分離中の出身世帯の分解、移転等の場合の取扱いについては、この改正により内容を変更するものではないので念のため書き添える。

場合には、要保護者を社会保険の被扶養者とする事ができる場合もあることから、社会保険の加入状況についても調査項目として明文化することとしたものである。

その他、扶養能力の調査を行うための扶養照会書については、従来から各都道府県・指定都市又は各実施機関において独自に様式を定めて対応していたところであるが、今回の実施要領改正を機に、明文化された調査項目も含めて必要な調査がより適確に行われるよう、施行細則準則により扶養照会書の様式を示し、その統一性を確保することとしたものである。

以上、扶養能力の調査の充実を図るため実施要領の改正等を行ったが、これらの調査等の結果、十分な扶養能力がありながら正当な理由もなく扶養の履行を行わない扶養義務者がいる場合には、生活保護法第七十七条による対応についても検討されたい。

なお、扶養能力の調査を行うに当たり、要保護者から扶養義務者の状況等を聴する場合には、過去に財産の贈与又は特に便益を受けたことがある等の特別の事情について、確認を行うことにも留意する必要がある。

#### 四 被服の金額改定

災害時における布団類、被服類の支給基準限度額について、災害救助法による基準に準じて引き上げたこと。(第6の2の5)のアの(イ)

災害時における布団類、被服類の支給限度額について災害救助法による基準に準じて引き上げたこと。(第6の2の5)のアの(イ)

なお、一時扶助は、本来経常的最低生活費の範囲内で賄うべき費用について、予想外の事由により臨時的に多額の需要が生じた場合に対応すべく設けられているものであるが、年々の生活扶助基準の改善によって生活費のやりくりの幅は拡大されているものと考えられる。

このようなことから、一時扶助の適用に当たっては、次官通達第6の趣旨に十分留意のうえ運用されなければならないものである。

#### 五 教育扶助の金額改定

災害時等の学用品費の再支給基準額については、文部省が行っている就学奨励補助の改定に準じて、小学校の場合八九〇〇円を九

〇〇〇円に、中学校の「」 九〇〇円を一万八〇〇〇円にそれぞれ引き上げたこと。(第6の3の6)

#### 六 遺体運搬料の金額改定

葬祭扶助における遺体運搬料の限度額を一万三五〇〇円から一万四五〇〇円に引き上げたこと。(第7の3)

葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合、遺体運搬料については、一万三五〇〇円まで実費が認定される仕組みとなっていたが、この限度額を遺体運搬料の実態に対応させるため一万四五〇〇円に引き上げることとした。

霊柩自動車の運賃は、各陸運局の認定料金となっており、今回、この認定料金が引き上げられたことに伴い、所要の改定を行ったものである。

なお、従来どおり普通車につい

ては、生活保護法の適用がある場合には、基本額が免除されることとなっているので留意されたい。

#### 七 年齢改定

四月一日生まれの者の年齢改定について、その取扱いを入念的に明文化したこと。(第7の13)

四月一日生まれの者の年齢改定の取扱いについて、各都道府県等より問い合わせが毎年多くあることから、今回、統一を図るため課長問答第7の13を新設し、第8の1の(2)により、四月一日生まれの者について年齢改定を行う場合は、年齢計算に関する法律(明治三十五年法律第五十号)及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百三十三条の規定により、前日である三月三十一日をもって満年齢に達した者として取扱うことを入念的に明示することとしたものである。

## 医療扶助の運営

昭和六十三年年度の医療扶助の運

営については、本年三月の全国民

生主管課長会議及び全国生活保護関係係長会議において示されたところであるが、その概要は次のとおりである。

最近の保護動向をみると、被保護人員は昭和五十九年度まで一貫して増加傾向にあったが、昭和六十年度を境として減少に転じ、昭和六十二年度も依然として減少傾向にある。

医療扶助人員についてみると、昭和六十二年十二月現在約八十二万四千人で被保護人員約百二十五万四千人の六五・七%となっており、年毎にその割合は増加してきている。

また、保護の開始理由をみると、傷病を理由とする世帯が七〇%強を占めており、その殆どが世帯主の傷病が原因となっていることから、被保護者にとっては疾病からの回復が自立に向けて一つの大きな目標となっている。

このような状況から、生活保護制度の運営において、医療扶助の占めるウエイトは極めて高く適正運営は重要な課題となっている。

このため、昭和六十三年年度の医療扶助の運営に当たっては、特に次の事項に留意し、適正な運営に努めることとする。

#### 一 精神障害者等の社会復帰の促進

現在、被保護入院患者の半数以上が精神障害者であるが、その一部には帰来先がない等のため、必ずしも入院治療の必要はないがやむを得ず入院を継続している者も少なくないことから、これらの精神障害者の社会復帰を促進することは医療扶助においても大きな影響を及ぼすものとなっている。

このような状況を踏まえ、生活保護サイドとしても昭和六十年から精神障害者等の社会復帰を促進するため、社会復帰促進モデル事業を実施しているところであり、昭和六十二年においては全国百二十五カ所(三十二都府県)の福祉事務所においてモデル事業を実施し、各地域の特性に応じた取り組みを行っているところであり、昭和六十三年においても引き続き事業の拡充を図ることとしている。

また、昨年九月に改正された精神保健法に基づく精神障害者の社会復帰対策は本年七月から施行されることとなるが、具体的な対策として次のような社会復帰施設が整備されることとなっている。

#### ① 精神障害者援護寮

#### ② 精神障害者福祉ホーム

#### ③ 精神障害者通所授産施設

したがって、今後は精神保健サイドにおいて社会復帰対策が整備拡充されていくこととなるが、生活保護としてもこれらの対策と十分連携を図るとともに、保健医療関係機関との有機的連携を確保しつつ、精神障害者の社会復帰について、より一層の推進を図ることとしている。

#### 二 ケース指導の効果的実施

医療扶助を適正に実施するためには、何よりも現業員が福祉事務所の嘱託医、被保護者の主治医等の医療扶助関係者と十分連携を保持しながら、被保護者に対し、適切な指導を行うことが必要である。しかしながら、医療扶助を運営するにおいては、医療の専門的な事項が数多くあり、また、馴染みにくい分野でもあることから、医療扶助のケース指導に当たっては、病状調査、生活指導、レセプト点検等保健医療面に関する事項についてある程度の医療・医学知識を持つことが必要であり、これは医療扶助関係者との連携を図る

うえでも必要となってくる。

このようなことから、昨年度末にはケース指導に必要とされる医療・医学に関する知識を普及し、現業員の円滑な事務遂行を促すことを目的として「医療扶助ハンドブック」を刊行したところであり、各都道府県において、その有効な活用を図り医療扶助の適正な運営のための一助とされたい。

(参考)

#### 「医療扶助ハンドブック」の概要

##### 概要

1 医療扶助における主な疾病の役割  
(レセプトに登場する疾病と比較的頻度の高いものを中心に概要と日常生活上の注意事項を解説)

2 ケース指導におけるレセプトの役割  
(レセプトの実例を示し、レセプトをみるポイントと実例の解説を行い、ケース指導に活用するための注意点を解説)

3 医療扶助におけるケース指導(医療扶助のケース指導をどのように実施していくか、各段階におけるポイント等について解説)

4 医療扶助実施における医学的基礎知識

表3 入院・入院外別医療扶助人員の年次推移

年度	入院				入院外			
	計	精神	結核	その他	計	精神	結核	その他
40年度	148,921	64,517	16,876	67,528	467,365	7,265	31,656	428,444
45	191,103	95,459	9,900	85,744	510,680	12,168	23,500	475,012
50	196,932	111,961	6,532	78,439	588,153	19,275	18,792	550,086
55	197,418	116,595	4,058	76,766	658,827	29,285	12,891	616,650
56	197,148	115,829	3,681	77,638	672,871	31,818	11,415	629,638
57	196,451	115,609		80,842	688,599	34,939		653,660
58	196,580	115,620		80,960	700,522	37,463		663,059
59	196,181	113,959		82,222	715,607	39,796		675,810
60	191,439	109,278		82,161	718,142	43,332		674,809
61	171,114	94,861		76,253	697,142	44,707		652,435
62.12	152,969	82,942		70,027	670,765	47,687		623,078
40	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
45	128.3	148.0	58.7	127.0	109.3	167.5	74.2	110.9
50	132.2	173.5	38.7	116.2	125.8	265.3	59.4	128.4
55	132.6	180.7	24.0	113.7	141.0	403.1	40.7	143.9
56	132.4	179.5	21.8	115.0	144.0	438.0	36.1	147.0
57	131.9	179.2		95.8	147.3	480.9		142.1
58	132.0	179.2		95.9	149.9	515.7		144.1
59	131.7	176.6		97.4	153.1	547.8		146.9
60	128.6	169.4		97.3	153.7	596.4		146.7
61	114.9	147.0		90.3	149.2	615.4		141.8
62.12	102.7	128.6		83.0	143.5	656.4		135.4
40	100.0	43.3	11.3	45.3	100.0	1.6	6.8	91.7
45	100.0	50.0	5.2	44.9	100.0	2.4	4.6	93.0
50	100.0	56.9	3.3	39.8	100.0	3.3	3.2	93.5
55	100.0	59.1	2.0	38.9	100.0	4.4	2.0	93.6
56	100.0	58.8	1.8	39.4	100.0	4.7	1.7	93.6
57	100.0	58.8		41.2	100.0	5.1		94.9
58	100.0	58.8		41.2	100.0	5.3		94.7
59	100.0	58.1		41.9	100.0	5.6		94.4
60	100.0	57.1		42.9	100.0	6.0		94.0
61	100.0	55.4		44.6	100.0	6.4		93.6
62.12	100.0	54.2		45.8	100.0	7.1		92.9

資料：厚生省報告例

十一月においては、患者の病状が比較的安定している場合には三人付看護を認め、手術後の患者の看護を原則二週間に短縮する等の改正を行うとともに、看護給付の決定にあたっては要否意見書のみならず、審査でなく患者の病状について実際に調査し、一人付看護となる場合には、病状についての調査と併せて、積極的に県本庁へ協議するようにするなど、適正な給付を行うための留意点を示したところである。六十三年度も引続き給付要件の厳正な審査を行うようお願いしたい。

また、通院移送費についても各実施機関において個々のケースごとに給付の必要性を検討したうえで承認を行っているところであり、受診医療機関については、被保護者の希望を参考にし、できるだけ近隣の医療機関を選定するとともに、交通手段については公共交通機関等最も経済的な方法を利用することとしている。

しかし、現実には専門的治療を必要とする等の特別な理由もなく、管内に同じ診療科目の医療機関があるにもかかわらず、被保護者の希望のみで管外の遠隔地への受診を認めていたり、身体には通院に係る障害がないにもかかわらず、タクシーの利用を承認している事例もみられる。通院移送費の適正化のために、医療扶助の開始の際には、被保護者の希望のみならず、医療機関の配置状況、その病状あるいは身体状況等から総合的に判断するよう、今後とも適切な指導をお願いしたい。

(主治医や嘱託医との意志疎通を図るうえで是非知っておくべき医学知識の基礎を解説)

5 薬剤と検査の基礎知識

(レセプト点検などよく出てくる主な薬剤と検査について解説)

三 診療報酬の改正

診療報酬が改正され四月一日から実施されている。改正幅は、医科三・八%、調剤薬局一・七%、平均で三・四%の引き上げで、同時に実施された薬価の二・九%引き下げにより、差し引き〇・五%の引き上げであると説明されている。

この診療報酬の引き上げ率は医療費全体からみたものであり、医療扶助の医療費に及ぼす影響は必ずしも引き上げ率の〇・五%とならないことが予想される。

このことは、被保護者その他の医療保険の患者とでは、生活保護の場合例えば入院患者はその六割が精神障害であること、あるいは診療期間が長期化している者が多いこと等から、受ける医療の内容に相違がみられる点から明かである。

このため、厚生省でも診療報酬改正が及ぼす影響を分析している

とており、各都道府県においてもそれぞれの医療扶助の実態を精査し、今後の医療費の見込みをたてることに肝要である。

なお、医療扶助運営要領の移送給付の中の移送給付方針及び移送費の一部改正で「往診」が「往診等」に改められた。今回の改正の趣旨は、診療報酬の改正に伴い「在宅患者訪問診療料」、「在宅患者訪問看護・指導料」、「退院患者理学療法指導料」等が新設されたが、これらが算定される場合には、診察に要した車馬賃を移送費で支給できるように対応したものである。

四 看護の給付等の適正な実施

看護の給付については、各実施機関で個々のケースについて給付の必要性を検討し、必要な場合には給付しているところであるが、一部では兼帯看護が可能であるにもかかわらず専帯看護を漫然と認めている等の事例が見受けられるという指摘もある。このような状況から看護給付のなお一層の適正な運営を確保するため、昭和六十年から付添看護給付審査の強化のための予算措置を講じているところである。また昭和六十一年

表1 被保護人員・医療扶助人員の年次推移

年度	実数				指数				医療扶助率 B/A
	被保護人員A	医療扶助人員B	入院C	入院外D	被保護人員A	医療扶助人員B	入院C	入院外D	
50年度	1,349,230	785,084	196,932	588,153	100.0	100.0	100.0	100.0	58.2
51 "	1,358,316	793,458	195,876	597,582	100.7	101.1	99.5	101.6	58.4
52 "	1,393,128	818,654	199,390	619,264	103.3	104.3	101.2	105.3	58.8
53 "	1,428,261	846,814	200,949	645,865	105.9	107.9	102.0	109.8	59.3
54 "	1,430,488	854,509	199,270	655,240	106.0	108.8	101.2	111.4	59.7
55 "	1,426,984	856,245	197,418	658,827	105.8	109.1	100.2	112.0	60.0
56 "	1,439,226	870,019	197,148	672,871	106.7	110.8	100.1	114.4	60.5
57 "	1,457,383	885,051	196,451	688,599	108.0	112.7	99.8	117.1	60.7
58 "	1,468,245	897,102	196,580	700,522	108.8	114.3	99.8	119.1	61.1
59 "	1,469,457	911,788	196,181	715,607	108.9	116.1	99.6	121.7	62.0
60 "	1,431,117	909,581	191,439	718,142	106.1	115.9	97.2	122.1	63.6
61 "	1,348,163	868,256	171,114	697,142	99.9	110.6	86.9	118.5	64.4
62年12月	1,254,482	823,734	152,969	670,765	93.0	104.9	77.7	114.0	65.7

資料：厚生省報告例

表2 被保護世帯・医療扶助世帯の年次推移

年度	実数		指数		B/A
	被保護世帯A	医療扶助世帯B	被保護世帯A	医療扶助世帯B	
50年度	707,514	573,513	100.0	100.0	81.1
51 "	709,613	576,329	100.3	100.5	81.2
52 "	723,587	590,809	102.3	103.0	81.7
53 "	739,244	607,510	104.5	105.9	82.2
54 "	744,841	612,682	105.3	106.8	82.3
55 "	746,997	615,147	105.6	107.3	82.3
56 "	756,726	624,703	107.0	108.9	82.6
57 "	770,388	638,413	108.9	111.3	82.9
58 "	782,265	649,718	110.6	113.3	83.1
59 "	789,602	658,903	111.6	114.9	83.4
60 "	780,507	652,262	110.3	113.7	83.6
61 "	746,355	625,760	105.5	109.1	83.8
62年12月	709,067	599,912	100.2	104.6	84.6

資料：厚生省報告例

厚生省社会局監査指導課

生活保護指導監査方針等について

生活保護法施行事務監査については、昭和三十五年四月七日付社発第二二〇号厚生省社会局長通知において、生活保護法施行事務監査要綱、事務監査の実施要領が定められているが、このほか、監査の実施にあたっては、各年度毎に保護動向、制度運営上の当面の諸問題等を踏まえた指導監査方針が定められている。

一 基本方針

昭和六十三年度の生活保護指導監査方針等については、三月二日及び三日に開催された全国課長、係長会議においてそれぞれ指示するとともに、三月二十五日付社監

第二十三号厚生省社会局長通知をもって示されたので、その概要を説明する。

一方、最近における保護受給者の質的变化に対し、適切に対応するためのには、保健、医療、福祉の総合的推進を図るシステムの確立とあいまって、各種施策の充実強化を図られつつある状況を踏まえ、本制度の運営を図ることも大きな課題となつてきている。

(一) 関係諸施策との連携強化について  
近年、保護受給者は、高齢者、母子、傷病者等の社会的に弱い立場にある者が増加してきている。このような保護受給者の質的变化を踏まえ、これらの者の多様なニーズに対応して、適切な処遇を確保するためには、老人保健福祉対策など関係諸施策との相互の連携強化を密にし、総合的な対応を推進することが重要である。

されよう指導する必要がある。

昭和六十三年年度指導監査に当たつての重点事項として次の五項目が定められたので、これらを踏まえ積極的に、建設的な指導監査を実施する必要がある。

二 重点事項

(一) 保護の相談、申請、開始段階における調査と助言指導の徹底  
ア 面接相談業務の充実及び体制の整備  
面接相談業務は、来訪者の相談に応じ、一義的にその世帯の要保護性を判断するための、基礎的な生活実態を正確に把握する等極めて重要な業務であることから、その積極的な取組について、従来から鋭意指導を行っているところである。

(二) 組織的運営管理の推進について

また、この実施状況をも、

指導監査は、実施機関毎の実施水準及び問題点を的確に把握し、これに応じて弾力的かつ重点的に実施する必要がある。したがって、問題点を多く抱える実施機関に対しては、年一回の監査にとどまらず、年数回の監査を実施す

また、この実施状況をも、

また、相談内容及びその結果については、面接記録票に記録し、所長等幹部職員が十分審査、把握の上、実施機関として組織的に対応することが必要である。

(二) 稼働年齢層に対する就労指導の徹底

保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用して、初めて適用されるものであるが、特に稼働年齢層に属するケースの実態をみると、就労が可能であるにもかかわらず、疾病を理由にその能力を活用させず、漫然と保護を継続している事例が一部に認められる。

稼働年齢層の就労を阻害する主たる要因としては、疾病、障害等自己の身体的条件、就労場の確保が困難である等の社会的条件、乳幼児の育児等家庭的条件による場合が考えられるが、これらケースの指導に当たっては、各ケースの実態に応じ就労を阻害する要因を明確にし、就労が可能な者に対しては、速やかに求職活動を行わせるなど、自立助長という観点に着目した積極的な指導を行うことが必要である。

なお、必要に応じ文書により指導指示を行うことが重要であり、これらの指導指示に従わない場合には、所要の手続きを経て保護の停止の措置を講ずることも検討する等けじめある対応徹底を図ることが肝要である。

及び主治医と協議をし、その疾病が真に就労を阻害しているものであるかどうかを精査することにも、その結果、稼働能力があると判断された者に対しては、法第二七条による文書指示を行い、これに従わない場合には、保護の停止の措置を講ずる等実施機関として組織を挙げて取り組むことが肝要であり、暴力団関係者に対して、必要でない保護の適用をすることによって社会的批判を招くことのないよう保護制度の健全な運営の確保に努めることが必要である。

最近における被保護世帯の質的变化は顕著であり、これら世帯の適切な処遇を確保するためには、被保護世帯の大部分が医療扶助を受給している実態を踏まえ、日頃から、ケースの病状に対し注意を怠ることなく、その実状等を的確に把握することが不可欠である。

しかしながら、そのケース処遇の実態をみると、病気を理由に就労せず、しかもその通院日数が月僅か一〜二回程度の者に対しては、本人の申立のみにより処理され、正確な実態の把握が行われていないために、必要な就労指導が

#### (四) 力調査及び扶養義務履行の徹底

扶養の履行は、保護に優先して行われるものであるが、特に生別母子世帯の前夫の子に対する扶養履行の状況を見ると、扶養能力がありながら、その義務が果たされていない実態がみられ、一部には、実施機関における扶養能力調査が不十分であることに起因している事例も認められるところである。

したがって、扶養能力調査の実効を期すために、特に生別母子世帯の前夫と高年齢者世帯等から転出した子に重点を置いた扶養能力調査を実施すること。また、指導に当たっては、①扶養能力があると判断される者に対しては、単なる扶養照会のみで済ませることなく、実地に調査を行い、その履行を要請すること。②扶養能力があるにもかかわらず扶養援助を拒む者に対しては、家庭裁判所への調停、審判の申立てを行うよう指導すること、及びこれに従わない者に対しては、法第七七条を適用し費用徴収を行うことを検討すること等により、指導の徹底を図ることが必要である。

(四) 不正受給防止対策及び暴力団関係者等ケースへの対応の強化

不正受給防止対策の強化と不正受給者への対応の強化  
不正受給の発生件数は、年々増加傾向にあり、昭和六十年度は九七四件、金額は約十億円となっている。

不正受給に対する取組状況をみると、不正受給防止のため調査等を積極的に実施し、不正受給を発生した場合には、法第七八条を適用し、不正受給額の返還を命ずるとともに、特に悪質なケースについては、告発する等の毅然たる対応をしている実施機関がある一方で、不正受給と思われるケースについても法第六三条を適用し、安易に返還免除をしている実施機関が見受けられる等各都道府県、指定都市、実施機関の間に著しい格差が認められる。

稼働収入、年金等全ての収入を正直に申告し、厳正に収入認定されている大多数の善意の被保護者との均衡も考慮し、不正受給に対しては、厳しく対応する等けじめある姿勢が必要である。

したがって、収入申告書の定期的徴収に努めるとともに、収入申告書の提出を指導したにもかかわらず、正当な理由もなく、その指示に従わない場合は、法第二七条

検査及び所長等からの保護の運営状況等についての事情聴取、個別ケースの検討等を通じ、具体的、かつ、総合的に検証し、その実施水準を判断するためのねらいを定めたものである。

したがって、実施機関等に対する指導監督に当たっては、これらのことを常に念頭に置き、それぞれの項目毎の問題点の把握にとどまらず総合的な分析を行い、その問題の発生した要因を的確に把握することが必要である。その上で、是正又は改善策を具体的に指導し、実施水準のなお一層の向上に努めさせることが重要である。

なお、この主眼事項及び着眼点については各実施機関の実施水準等に応じ適宜追加又は削除しても差し支えないこととされている。

#### 四 指導監督に当たつての留意点

昭和六十三年度の都道府県、指定都市本庁の各実施機関に対する指導監督は、前述のほか、次に留意して実施すること。

(一) 指導監督は、前年度の監査結果及び運営方針のヒヤリング結果等を踏まえ、各実施機関の実施水準、運営上の問題点及び保護動

による文書指示を行い、また、稼働収入、各種年金、生命保険等について虚偽の申告があった場合は、不正受給者として法第七八条を適用し、不正受給額の返還を命ずるとともに、必要に応じ、告発する等毅然たる対応を行うことによつて、不正受給の未然防止に努めることが必要である。

イ 暴力団関係者等ケースへの対応の強化

暴力団関係者等ケースをみると、一部地域において、依然として暴力団の組活動等を現に行っている者について、その能力を活用させないまま、漫然と保護を適用している事例が認められる。

このような実態が一部とはいえ現に存することは、保護制度に対する国民の理解と信頼を失墜させることにもなりかねない。

したがって、暴力団関係者と思料される者から保護の申請について相談があった場合には、警察、保護司、民生委員等との連携を密にし、徹底した関係先調査を行い、その実態をもとに的確な要否判定を行う必要がある。

また、現に保護受給中の者であつて、疾病等を理由にその能力を活用していない場合には、嘱託医

向などの実情に応じて、監査班の編成や日程調整を行う等、重点的かつ効果的に実施すること。

(二) 一般監査は、全実施機関に対し、原則として、年一回実施すること。

なお、管下実施機関が多く、かつ、保護の運営に問題のある実施機関を抱えている都道府県、指定都市であつて、これら問題実施機関に対し、基本方針を踏まえ特別監査等を重点的に実施する必要がある場合には、保護の運営状況、保護動向等からみて、特に問題のない実施機関については、①ケース検討数、監査事項等を大幅に変更して一般監査を実施する、②前年度の監査指摘事項の改善状況、運営方針等について、ヒヤリングを実施する等の方法により弾力的に対応しても差し支えないこととされている。この場合においても通常の一般監査は、隔年で実施すること。

(三) 一般監査におけるケース検討は、次のケースを重点に当該実施機関の全ケースの概ね一割を目途に実施すること。

① 稼働年齢層の者のいるケース  
② 新規開始一年未満のケース

③ 医療扶助ケース（稼働年齢層の長期外来ケース）  
 正改善方針は、極力具体的に指示することにも、その結果について報告を求めること。  
 なお、是正改善方針については、運営方針、事業計画に反映させ、また、当該年度中に解決が困難な事項については、年次改善計画を樹立させるなど、実効ある指導を行うこと。

④ 暴力団関係者等ケース（全ケースを対象とする。）  
 前年度監査において指摘したケースのうち未措置ケース  
 なお、実地調査はできるだけ多く行い、ケースの実態を的確に把握するよう努めること。

⑤ 指導監査の指摘事項及び是

別紙1 都道府県・指定都市が行う指導監査の主眼事項及び着眼点  
 （一）線は本年度の改正点

主眼事項	着	眼	点
1 保護の受給要件にかかると調査指導の徹底	1 面接相談の状況	(1) 保護の受給要件、保護を受給するに当たっての権利義務等制度の趣旨は十分説明され、要保護者の保護制度に対する理解を求めているか。	(1) 保護の受給要件、保護を受給するに当たっての権利義務等制度の趣旨は十分説明され、要保護者の保護制度に対する理解を求めているか。
(1) 保護の相談・申請・開始段階における助言指導及び調査の徹底	2 実態調査の状況	(2) 生活歴（職歴、病歴等）は的確に把握されているか。	(2) 生活歴（職歴、病歴等）は的確に把握されているか。
		(3) 他法他施策活用についての助言指導は、適切に行われているか。	(3) 他法他施策活用についての助言指導は、適切に行われているか。
	2 実態調査の状況	(1) 資産、収入申告書等の申告内容は、十分審査され、問題点が把握されているか。	(1) 資産、収入申告書等の申告内容は、十分審査され、問題点が把握されているか。
		また、関係先調査等によって確認されているか。	また、関係先調査等によって確認されているか。
		(2) 病状等の的確に把握され、稼働能力の活用、療養の指導が十分行われているか。	(2) 病状等の的確に把握され、稼働能力の活用、療養の指導が十分行われているか。
		(3) 扶養義務者の扶養の可能性等は、的確に把握されているか。	(3) 扶養義務者の扶養の可能性等は、的確に把握されているか。
		(4) 自立更生計画書は、必要に応じ徴収されているか。	(4) 自立更生計画書は、必要に応じ徴収されているか。
		(5) 保護の要否及びケースの実態に応じた処遇方針の策定は、ケース診	(5) 保護の要否及びケースの実態に応じた処遇方針の策定は、ケース診

主眼事項	着	眼	点
(3) 計画的な訪問活動の確保	1 訪問計画の設定状況	(1) ケース格付基準は、適切なものとなっているか。	(1) ケース格付基準は、適切なものとなっているか。
		また、ケース格付は、ケースの実態に十分に適切なものとなっているか。	また、ケース格付は、ケースの実態に十分に適切なものとなっているか。
	2 訪問活動の状況	(2) 年間訪問計画は、作成され実行可能なものとなっているか。	(2) 年間訪問計画は、作成され実行可能なものとなっているか。
		(3) 月間訪問計画は、過去の訪問実績をふまえて作成されているか。	(3) 月間訪問計画は、過去の訪問実績をふまえて作成されているか。
	2 訪問活動の状況	(1) 訪問活動は、概ね計画どおり実施されているか。特に長期間訪問していないケースはないか。	(1) 訪問活動は、概ね計画どおり実施されているか。特に長期間訪問していないケースはないか。
		(2) 臨時訪問は、ケースの状況変化に応じて適切に実施されているか。	(2) 臨時訪問は、ケースの状況変化に応じて適切に実施されているか。
		(3) 訪問目的は達成されているか。	(3) 訪問目的は達成されているか。
		(4) 不在が続くなどの場合には、不在の理由を確認し、訪問方法を変える等適切な対応措置がとられているか。	(4) 不在が続くなどの場合には、不在の理由を確認し、訪問方法を変える等適切な対応措置がとられているか。
		(5) 来所面接のみの対応で、訪問調査が行われていないケースはないか。	(5) 来所面接のみの対応で、訪問調査が行われていないケースはないか。
		(6) 訪問結果は、早期にケース記録票に記録され、その都度反映されているか。	(6) 訪問結果は、早期にケース記録票に記録され、その都度反映されているか。
2 個別ケースの実情に即した指導	1 就労阻害要因の把握と処遇方針の設定状況	(1) 就労を理由として稼働していない者の傷病の程度、就労の可否等について、ヒアリング・チェック、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じて検診命令等により的確に把握されているか。	(1) 就労を理由として稼働していない者の傷病の程度、就労の可否等について、ヒアリング・チェック、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じて検診命令等により的確に把握されているか。
(1) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の推進	2 自立助長の推進状況	(1) 稼働能力の活用等自立を助長するための指導、援助は、自立更生計画書の樹立、求職活動状況報告書の提出等の指導により、積極的に行われているか。	(1) 稼働能力の活用等自立を助長するための指導、援助は、自立更生計画書の樹立、求職活動状況報告書の提出等の指導により、積極的に行われているか。

主眼事項	着	眼	点
(2) 資産・収入等の的確な把握	3 事務処理の状況	(1) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。	(1) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。
		(2) 新規申請調査に当たっては、申請時のチェックポイント等の作成により調査事項にむねが生じないような方法が講じられているか。	(2) 新規申請調査に当たっては、申請時のチェックポイント等の作成により調査事項にむねが生じないような方法が講じられているか。
		(3) 保護開始時に保護のしおり、所長名の通知等により、法の権利・義務は周知徹底されているか。	(3) 保護開始時に保護のしおり、所長名の通知等により、法の権利・義務は周知徹底されているか。
	1、資産等の把握状況	(1) 資産（不動産、貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等により確認されているか。	(1) 資産（不動産、貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等により確認されているか。
		(2) 資産活用についての指導・指示は適切に行われているか。	(2) 資産活用についての指導・指示は適切に行われているか。
		(3) 法第63条を適用する場合には、文書によりその旨が通知されているか。	(3) 法第63条を適用する場合には、文書によりその旨が通知されているか。
	2、稼働収入の把握状況	(1) 収入申告書は定期的に徴収されているか。その際必要に応じ給与証明書等添付資料は添付されているか。	(1) 収入申告書は定期的に徴収されているか。その際必要に応じ給与証明書等添付資料は添付されているか。
		(2) 収入申告書及び給与証明書等添付資料の内容審査（稼働日数、給与額等）は、適切に行われているか。	(2) 収入申告書及び給与証明書等添付資料の内容審査（稼働日数、給与額等）は、適切に行われているか。
		(3) 申告内容に不審がある場合の勤務先、税務官等関係先調査は、適切に行われているか。	(3) 申告内容に不審がある場合の勤務先、税務官等関係先調査は、適切に行われているか。
	3 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握状況	(1) 収入申告書は適切に徴収されているか。	(1) 収入申告書は適切に徴収されているか。
		(2) 年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。	(2) 年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。
		(3) 稼働収入以外の地域連絡会議の開催、求人状況の情報収集等、職業安定所その他関係機関との組織的連携は十分行われているか。	(3) 稼働収入以外の地域連絡会議の開催、求人状況の情報収集等、職業安定所その他関係機関との組織的連携は十分行われているか。
		(4) 稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。	(4) 稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。
		また、就労もせず真剣に求職活動を行わないなど指導指示に従わない場合には、保護の停止等の措置は適切に行われているか。	また、就労もせず真剣に求職活動を行わないなど指導指示に従わない場合には、保護の停止等の措置は適切に行われているか。
		(5) 稼働能力に比し、就労日数・時間・収入等が極端に少ない者に対し、雇止めを含む増取指導が行われているか。	(5) 稼働能力に比し、就労日数・時間・収入等が極端に少ない者に対し、雇止めを含む増取指導が行われているか。
	3 自立助長選定ケース選定状況	(1) 自立助長選定ケースは、稼働能力の活用を指導する必要があるケースを中心に選定し、自立に向けて積極的かつ重点的に指導援助が行われているか。	(1) 自立助長選定ケースは、稼働能力の活用を指導する必要があるケースを中心に選定し、自立に向けて積極的かつ重点的に指導援助が行われているか。
		(2) 母子世帯に対する指導、援助の状況	(2) 母子世帯に対する指導、援助の状況
		(1) 母子世帯に対する指導、援助は、適切に行われているか。	(1) 母子世帯に対する指導、援助は、適切に行われているか。
		また、子供の養育についての配慮は、十分行われているか。	また、子供の養育についての配慮は、十分行われているか。
		(2) 必要に応じて自立更生計画が樹立され、指導援助が適切に行われているか。	(2) 必要に応じて自立更生計画が樹立され、指導援助が適切に行われているか。
		(3) 児童扶養手当等他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。	(3) 児童扶養手当等他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。
		(4) 稼働能力の活用について十分指導されているか。	(4) 稼働能力の活用について十分指導されているか。
		なお、育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が助産され、適切に行われているか。	なお、育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が助産され、適切に行われているか。
		(5) 離別した夫の生活実態は、把握されているか。	(5) 離別した夫の生活実態は、把握されているか。
		また、居住地が不明確な場合は、戸籍の附帯による調査、親族等入	また、居住地が不明確な場合は、戸籍の附帯による調査、親族等入

主眼事項	着 眼 点
<p>(3) 老人・障害者等に対する指導援助の推進</p> <p>(4) 世帯分離ケースに対する指導の推進</p>	<p>の照会などによりその確認が行われているか。</p> <p>1 関係諸施策等の整備推進状況</p> <p>(1) 管内の老人等の実態及びそのニーズが適切に把握されているか。</p> <p>(2) これらについての計画が樹立され、その整備・推進が図られているか。</p> <p>2 指導援助の状況</p> <p>(1) 老人・障害者等に対する指導・援助は、適切に行われているか。</p> <p>(2) 関係諸施策の活用について十分配慮されているか。</p> <p>(3) 家族関係、地域社会との関係等について十分配慮されているか。</p> <p>(4) 年金等の収入、扶養義務者からの援助の届出義務については、十分指導されているか。</p> <p>世帯分離の取扱い状況</p> <p>(1) 世帯分離を行うときは、出身世帯員及び本人の収入、資産等の把握のうえ給与証明等の資料に基づき適切に行われているか。また、世帯分離の趣旨が十分説明されているか。</p> <p>(2) 出身世帯の生活実態は、訪問等により把握されているか。</p> <p>(3) 世帯分離の見直しに当たって、出身世帯の協力が得られない場合及び、世帯分離要件に該当しなくなった場合は、世帯分離を解除し同一世帯として認定のうえ、保険の要否判定が行われているか。</p> <p>また、分離要件は年一回見直しされているか。</p> <p>(1) 扶養義務者は、明確に把握されているか。</p> <p>また、居住地が不明確な場合には、戸籍の附票により確認されているか。</p> <p>(2) 扶養義務者（特に生別母子世帯の親夫及び転出したごとの生活実態及び収入、資産等は把握されているか。</p>
主眼事項	着 眼 点
<p>4 暴力団関係者等ケースに対する組織的対応の強化</p>	<p>1 暴力団関係者等ケースの把握状況</p> <p>暴力団関係者等ケースの把握は、十分行われているか。</p> <p>2 受給要件の厳格な調査・審査の状況</p> <p>(1) 資産、収入、過去の生活歴、現在の生活実態（病状、稼働状況等）は、把握されているか。</p> <p>(2) ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組んでいるか。</p> <p>(3) 警察署等関係機関との連携は十分行われているか。</p> <p>(4) 保護の開始、変更等の処分の決定に際し、対応が困難なケースについて、本庁への協議が積極的に行われているか。</p> <p>3 指導指示の徹底状況</p> <p>(1) 相活動等反社会的行為を現に行っている者に対しては、保護を開始し、または、保護を継続しているか。</p> <p>(2) 病状は、検診命令等により的確に把握されているか。また、その結果に基づいて就労指導または入院による療養指導は強力に行われているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>5 不正受給防止対策の推進</p>	<p>1 不正受給発生防止のための取組み状況</p> <p>(1) 資産・収入等の届出義務履行の指導は「所長名の通知」または「保護のしおり」等により適切に行われているか。</p> <p>また、年一回届出義務履行の指導について、同様な方法により適切に行われているか。</p> <p>(2) 生活実態の把握及び勤務先、金融機関、生命保険会社、税務官等関係先調査は適切に行われているか。</p> <p>(3) 収入申告書用紙は、必ず提出期限前にケースに対し配布されているか。また、申告書には、筆跡資料が添付されているか。</p> <p>(4) 再三にわたり収入申告書を提出するよう指示したにもかかわらず、正当の理由もなく、その指示に従わない場合は、法第二十七条による文書指示等の措置が行われているか。</p> <p>2 不正受給が発見された場合の措置状況</p> <p>(1) 不正受給については、法第七八条により厳正に措置されているか。また、悪質なケースについては、告発等が行われているか。</p> <p>(2) 不正受給かどうかの決定、返還額の決定等については、ケースワーカー、査察指導員限りで処理することなく、福祉事務所との判断として決定されているか。</p> <p>(3) 法第七八条を適用した廃止ケースの再開は、真に急迫状態にある場合に行われているか。</p> <p>また、誓約書の提出、文書による指導指示、保護費の分割支給などの方法は考慮されているか。</p>
主眼事項	着 眼 点
<p>6 医療扶助の適正実施の推進</p>	<p>1 レセプトの点検状況</p> <p>(1) 医療費の適正な支払のため、縦断点検等レセプト点検が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。</p> <p>(2) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医師または本庁協議が適切に行われているか。</p> <p>(3) レセプトは、個別ケースごとに直近3か月程度は編纂され、常時活用できる状態となっているか。</p> <p>2 医療扶助受給者に対する指導・援助の状況</p> <p>(1) 病状は、レセプト点検、主治医訪問等により的確に把握され、就労・療養指導等が適切に行われているか。</p> <p>(2) 長期入院患者、長期外来患者の実態把握事業は、的確に実施されているか。</p> <p>(3) 指定医療機関の選定は、真に止むを得ないものを除き、患者の居住地に近い指定医療機関となっているか。</p> <p>(4) 同一疾病で、複数の指定医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。</p> <p>3 看護給付の状況</p> <p>(1) 看護給付の要否は、病状等の確認により検討されているか。</p> <p>(2) 看護形態（一人付、二人付、三人付の承認性は検討されているか。</p> <p>(3) 看護の承認期間、看護担当者の資格要件の妥当性は検討されているか。</p> <p>(4) 患者の病状、看護の実態について事前に指定医療機関の実地調査は行われているか。</p> <p>(5) 長期間継続して看護給付が行われている患者について、看護の要否</p>

主眼事項	着	眼	点
	<p>他法他施策の活用等は検討されているか。</p> <p>4 移送給付の状況</p> <p>(1) 移送給付は、申請に基づき行われているか。また、通院証明書及びセプト等により事実確認は行われているか。</p> <p>(2) 移送手段は、最も経済的な方法で行われているか。</p> <p>なお、タクシーを利用する場合は、医師の診断に基づき歩行困難の者等に止むを得ない者に限り行われているか。</p> <p>(3) 移送給付は、バス券等の支給など原則として現物給付により行われているか。</p> <p>(4) 遠隔地通院の場合、近くの指定医療機関への転院は検討されているか。</p> <p>5 入院患者日用品費等給付の状況</p> <p>(1) 入院患者日用品費及び障害年金等の累積金の取扱いは、適正に行われているか。</p> <p>(2) 精神科入院患者の入院患者日用品費については、消費実態が的確に把握されているか。また、消費実態に応じて、基準額の85%計上及び加算調整についての検討がされているか。</p> <p>6 施術、治療材料等給付の状況</p> <p>あん摩、マッサージ等施術、眼鏡等治療材料などの給付は、適切に行われているか。</p> <p>7 嘱託医及び精神科業務委託医の活動状況</p> <p>(1) 医療扶助の要否及びケース処遇に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見が聴取されているか。</p> <p>(2) ケースワーカー等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。</p> <p>(3) 嘱託医は、所内勤務が確保されているか。</p> <p>また、その活用について組織的工夫がなされているか。</p>		

主眼事項	着	眼	点
	<p>7 組織的な運営 管理の推進 計画的な運営 管理の推進</p> <p>8 疑義がある場合の本庁協議状況</p> <p>(1) 病状、療養状況からみて、療養指導、就労指導について医学的見地から判断を要するものを本庁へ協議しているか。</p> <p>(2) 在宅患者加算等各種給付の要否判定を要するものを本庁へ協議しているか。</p> <p>(3) その他医学的判断を要するものを本庁へ協議しているか。</p> <p>9 関係機関との連携の状況</p> <p>(1) 精神科患者、老人等ケースの処遇に当たって保健婦等との連携は行われているか。</p> <p>(2) その他関係機関との連携の状況は適切に行われているか。</p> <p>1 理事者等による運営管理の状況</p> <p>(1) 理事者は、保健制度の運営について十分認識し、その実態を把握しているか。また、基本的問題についてその対応策を所長等に指示しているか。</p> <p>(2) 所長等幹部職員は、運営管理の問題点を把握しているか。また、その具体的是正改善策を有しているか。</p> <p>2 運営方針の設定状況</p> <p>(1) 保健動向及び当該地域の実情が反映されているか。</p> <p>(2) 運営上の問題点及び前年度の指導監査結果等による問題点に即した対応策が盛り込まれているか。</p> <p>(3) ケースワーカー等関係職員が参画して策定されているか。</p> <p>3 事業計画の推進状況</p> <p>(1) 事業計画は運営方針等に即した具体的に実行可能なものとなっているか。</p>		

主眼事項	着	眼	点
	<p>(2) 事業計画に定める事業の遂行に必要な実施方法が明確にされているか。</p> <p>また、関係職員に周知されているか。</p> <p>(3) 事業計画の進捗状況が定期的に確認され、必要な措置がとられているか。</p> <p>4 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施状況</p> <p>当面する課題及び指導監査結果に基づき指導指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているか。また、効果測定はされているか。</p> <p>5 ケース診断会議の活用状況</p> <p>(1) ケース診断会議の設置要綱は作成されているか。</p> <p>(2) ケース診断会議は、開始時及び処遇困難ケースの処遇方針を樹立する場合等必要に応じて速やかに開催されているか。また、所長等幹部職員が出席しているか。</p> <p>(3) 会議経過は記録されることとし、会議結果等を踏まえ、具体的な取り組みが組織的に行われているか。</p> <p>1 訪問計画の設定とその進捗管理の状況</p> <p>(1) 訪問格付け及び訪問計画の作成について、適切な助言、指導がなされているか。</p> <p>(2) 訪問計画の進捗管理は適切に行われているか。</p> <p>2 ケース審査及び助言、指導等の状況</p> <p>(1) 新規申請段階における調査、審査が的確に実施されるよう助言、指導は適切に行われているか。</p> <p>(2) 訪問調査等の処遇経過の記録は、その都度決裁されることとし、ケースの内容に応じた適切な決裁区分がなされているか。</p>		

主眼事項	着	眼	点
	<p>(3) 実施体制の確保</p> <p>1 査察指導員、ケースワーカーの充足状況</p> <p>査察指導員、ケースワーカーは充足されているか。</p> <p>2 査察指導員、ケースワーカーの適格者の確保状況</p> <p>(1) 査察指導員が生活保護未経験者の場合、事務処理等に特別の配慮がなされているか。</p> <p>(2) ケースワーカーの大半が同一年度に異動していないか。また、大半が異動した場合、ケースの処遇、事務処理等に支障がおきないように適切な対応が行われているか。</p>		

別紙2 都道府県・指定都市が行う個別指導の主眼事項及び着眼点

主眼事項	着	眼	点
医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保	<p>1 医療扶助に対する理解の状況</p> <p>(1) 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。</p>		

主眼事項	着	眼	点
	(1) 診療報酬の請求は適切に行われているか。 (2) 診療報酬の請求は適切に行われているか。 (3) 精神保健法等他法の取り扱いについて配慮されているか。 (4) 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況 (5) 保護の実施機関との協力関係は、円滑に行われているか。 (6) 医師、看護婦等医療従事者は、確保されているか。 (7) 診療録の記載及び保存は、適切に行われているか。 (8) 診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載されているか。 (9) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は、適切に行われているか。 (10) 看護給付の取扱いは、適切に行われているか。 (11) 入院患者日用品費の取扱いは、適切に行われているか。 (12) 面接相談体制の確保状況 (13) 面接相談件数が多い福祉事務所の場合等、専任面接相談員が配置されているか。 (14) 専任面接相談員が配置されていない場合、委託指導員とケースワーカーの役割分担の採用等面接相談体制が確保されているか。 (15) 新任ケースワーカーが慣れるまでの間、単独では対応しないような体制となっているか。 (16) ケースワーカー等に対する研修の実施状況 (17) 新任ケースワーカー等に対する研修は適切に行われているか。 (18) ケース研究会等職場内研修は適切に行われているか。 (19) その他 (20) 訪問旅行は、訪問活動に支障を来さないように確保されているか。 (21) また、訪問の際等に必要ない自動車等の機動力は整備されているか。 (22) 特殊勤務手当は、妥当な額が支給されているか。		

厚生省社会局・人事往来  
(五月一日付)

- 保護課課長補佐 鈴木 護
- 監査指導課主任生活保護監査官 伊藤 宣 義
- (監査指導課主任社会福祉監査官) 鈴木 護
- 監査指導課主任生活保護監査官 伊藤 宣 義
- (監査指導課生活保護監査官) 伊藤 宣 義
- 更生課主査 矢野 秀 昭
- (国立身体障害者リハビリテーションセンター 管理部長事務課厚生管理係長) 谷田川 勝 義
- (更生課国立施設管理室指導係長) 谷田川 勝 義
- 保健医療局老人保健部老人保健課 課長補佐 谷田川 勝 義
- (監査指導課主任生活保護監査官) 谷田川 勝 義
- 社会保険庁長官官房地方課 社会保険監察官 露 口 長
- (保健医療局老人保健部老人保健課課長補佐) 露 口 長
- 辞職 露 口 長
- 日本赤十字社外事部事業第一課長就任 予定 根本 嘉 昭
- (保護課課長補佐) 根本 嘉 昭

## 社会福祉に係る指導監査方針

昭和六十三年度における社会福祉施設の運営並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当支給事務に係る指導監査方針については、本年三月三十日付社監第三十号厚生省社会局長通知及び同日付社監第三十一号厚生省社会局監査指導課

長通知をもって指示するとともに、三月二、三日に開催された全国課長会議、全国係長会議においてその趣旨について説明したところであるが、その概要について説明する。

## 社会福祉施設等運営関係

近年における人口の高齢化及び心身障害者の障害程度の重度化等とあいまって、対象のニーズも多様化していることに伴い、老人ホーム等の社会福祉施設は、整備、拡充が図られており、昭和六十一年十月現在の社会福祉施設は、その総数約四万八千カ所、入所者定員約二五八万人に及び、さらに、これら施設の運営費(措置費)につ

化社会の進展等社会情勢の変化に伴い、多様化、複雑化している入所者のニーズへの対応のみならず、在宅老人のショートステイ事業、デイ・ケア事業及び在宅福祉サービスを行う地域の拠点としても、その果たすべき社会的使命と役割は、ますます重要となつてきている。

についても、本年度は、国費と地方公共団体の負担分を加えると約一兆二千四百億円、更に、費用徴収分も含めると、約一兆七千三百億円という巨額な財政規模に達している。

一方、社会福祉施設の健全な運営を期するためには、施設運営の安定化と相まって、入所者処遇の一層の充実が望まれるところであるが、一部の施設においては、依然として措置費の不正執行等不適切な運営事例も見受けられるところである。

したがって、社会福祉施設等の指導監査は、適正かつ健全な施設運営を確保するために、入所者処遇の確保、適正な施設運営の確保及び不祥事の未然防止の観点並びに指導監査の結果からみた施設運営上等の問題点を踏まえ、昭和六十三年度において、都道府県(市)が実施する指導監査方針を策定したものである。

なお、都道府県(市)本庁に対しては、次の点に留意し、実効ある指導監査の実施を期待するものである。①社会福祉施設に対する指導監査は、少なくとも年一回実施することとし、これが実施困難な場合にあっては法人経営施設については必ず年一回実施するよう努めること。②前回監査の結果等からみて運営上不適当な問題があることを認められる施設や不祥事を抱えるような施設については、年一回の指導監査にとどまらずその問題点に即応し、重点的かつ継続的な指導監査を実施すること。③指導監査を実施した場合には、各施設ごとの問題点を当該施設の幹部

職員に十分目知らせ速やかに是正、改善を求め、その結果は期限を付して報告させるとともに、必要に応じ指導事項の改善状況を確認すること。なお、指導監査結果の指摘は極力具体的に、当該年度中で解決が困難な事柄については計画による改善策を樹立し、その解消に努めさせる等継続的に指導すること。④指導監査の結果、問題点等に改善措置が講じられない場合は、社会的に許容し難い不祥事が発生した場合、個々の事例に応じ新規入所措置の停止又は、当該施設の入所者の他の施設への措置替え、一定期間民間施設給与等改善費の減額、昭和六十二年九月二十四日付第一一一号通知に基づく運用を一切認めない等の制裁措置を講ずる等指導の徹底を図ること。⑤法人経営施設に対する指導監査は、法人監査と施設監査を同時に実施し指導監査の実効を期するようその手法に工夫を加えること。特に、指定都市が所管する法人経営施設に対する指導監査に当たっては、当該法人を所管する道府県の関係部所と定期的に連絡会を設ける等、常に緊密な連携のもとに極力同時監査を実施すること。

旧版を刷新した、社会福祉関係者必備の書。

# 新・社会福祉法人の手引

●厚生省社会局庶務課監修 ●B5判・770頁 定価3,700円・送料300円

社会福祉法人制度の概要、設立、定款変更等、法人運営に必要な事項を、すべて詳述した実務書。

社会福祉法 全国社会福祉協議会出版部 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル (お申し込みは、お近くの書店または、)  
電話03(581)9511 振替・東京6-38440 千100 (代金・送料を添えてお送りください。)